

紙おむつ給付事業について

背景：これまで実施していた紙おむつ購入費助成事業では、主に寝たきり高齢者等及び介護者の経済的負担軽減を図っていたが、近年、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、衛生の確保及び身体的な負担についても軽減を図るため、事業形態を見直すこととなった。

事業概要：寝たきり高齢者や介護者等の経済的及び身体的負担軽減を図るため、紙おむつを自宅に配達するもの。

対象者：要介護3以上の認定を受けており、市内に住所を有し、現に市内で在宅生活をしている方。（要介護3以上の在宅の方という対象条件は、変更なし）

給付方法：カタログから紙おむつを選び、注文すると委託業者が対象者宅へ配達する。配達は1か月に1回。

委託業者：ピジョン真中株式会社（栃木市箱森町50番15号）
※条件付き一般競争入札により決定

給付限度額：注文金額のうち、1か月当たり3,500円までを市が負担する。（限度額を超えた分は自己負担）

当初予算：46,561千円

他自治体：同形態での紙おむつ給付事業実施は県内で初めてである。

大田原市、益子町では、カタログによる選択方式ではないが、社会福祉協議会が紙おむつの宅配を行っている。

関東圏では、東京都、神奈川県、埼玉県内の約9割の自治体、千葉県、群馬県内の約7割の自治体で実施。

問合せ：保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 長沢、志賀 電話：0282-21-2241
